

協同農業普及事業交付金（継続）

【平成19年度概算決定額：3,597,308（3,597,308）千円】

対策のポイント

高度な技術・知識をもつ普及指導員が、認定農業者や集落営農等の担い手の育成・確保、食の安全の確保、環境と調和した農業生産への取組等に対する支援を強力に推進します。

（農業者ニーズの高度化、多様化）

- ・ 農業分野における国際化の進展や消費者ニーズの多様化、安全な食料の安定供給等に対応した農業生産を展開していくため、農業者からの高度かつ多様な技術や知識に対するニーズが高まっています。

政策目標

【効果的・効率的な普及事業の推進】

担い手の育成及び技術の普及に係る普及指導センターの目標達成割合

100%（毎年度）

< 内容 >

農業者や産地への高度な技術・経営指導を行う普及事業の推進

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、国と都道府県が協同して新技術等の普及指導や経営指導を行う事業です。このための交付金を国が都道府県に助成し、都道府県は技術専門家である普及指導員や指導拠点となる普及指導センター等を設置することで、農業者や産地への指導水準の確保・向上と技術・経営面での指導体制の確保を図ります。

本事業では、農政改革の実現に向けて、担い手の育成・確保、食の安全の確保、環境と調和した農業生産の推進などの重要な課題に対して重点的に普及指導活動を実施していきます。

具体的には、以下の取組に対して助成します。

- 普及指導員の設置
- 普及指導員の活動
- 普及指導センターの運営
- 普及指導協力委員の活動
- 農業者研修教育施設の運営
- 普及指導員の研修
- 農村青少年団体の指導者育成

【交付率：定額】

< 事業実施主体 > 都道府県

[担当課：経営局普及・女性課（03-3502-6468（直））]